

調達要求番号：4N5U1A10112

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所 電飾標示板の蛍光管交換役務	福島地本-Z200059	
	作成	令和6年12月4日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊福島地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所における電飾標示板の蛍光管交換について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 履行場所

自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所（福島県南相馬市原町区高見町1丁目142-2）
案内図等は調達要領指定書による。

3 履行期間

令和7年3月31日（月）までの間で官側と日程を調整のうえ決定する。

4 作業に関する要求

4.1 全般要求

電飾標示板の部品交換作業

4.2 修理部品

電飾掲示板の蛍光管及びグロー

4.3 作業内容

- 修理部品は交換し新たに取り付けるものとする。
- 修理に際し必要な資材の全ては契約の相手方が準備するものとする。
- 修理の場所については、官側の指示によるものとする。
- 契約の相手方は、修理後の動作確認を官側立会の下実施する。
- 許認可に係る申請・届出等については契約の相手方が実施するものとする。

4.4 作業終了後の発生材の回収及び現場の清掃

契約の相手方は、修理作業終了後、直ちに修理した部品、梱包資材類及び養生資材等の発生材の回収、撤去並びに現場の清掃を行うこと。

また、発生材の処理については契約の相手方が実施し、関係法令等に従い適正に処理するものとする。

5 その他の指示

5.1 事故防止と補償

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に、第三者、作業員若しくは官側等の人身事故等又は建物、設置対象物品への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天変地異等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議する。